

改 正 後		改 正 前																																	
(別紙 2) 静岡県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）) 第 1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。 1 2 (略) 3 多面的機能の増進を図る活動 <table><tr><th>活動項目</th><th>取組</th><th>活動要件</th></tr><tr><td rowspan="10">多面的機能の増進を図る活動</td><td>52 遊休農地の有効活用</td><td rowspan="10">任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大を毎年度実施する。</td></tr><tr><td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td></tr><tr><td>54 地域住民による直営施工</td></tr><tr><td>55 防災・減災力の強化</td></tr><tr><td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td></tr><tr><td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td></tr><tr><td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td></tr><tr><td><u>58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施</u></td></tr><tr><td><u>58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</u></td></tr><tr><td>59 県、市町が特に認める活動</td></tr><tr><td>60 広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大</td></tr></table> 第 2 取組の説明 1 2 (略) 3 多面的機能の増進を図る活動 5258 (略) <u>58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施</u> ・<u>広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。</u>		活動項目	取組	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大を毎年度実施する。	53 農地周りの環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	<u>58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施</u>	<u>58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</u>	59 県、市町が特に認める活動	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大	(別紙 2) 静岡県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）) 第 1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。 1 2 (略) 3 多面的機能の増進を図る活動 <table><tr><th>活動項目</th><th>取組</th><th>活動要件</th></tr><tr><td rowspan="10">多面的機能の増進を図る活動</td><td>52 遊休農地の有効活用</td><td rowspan="10">任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・<u>農的関係人口</u>の拡大を毎年度実施する。</td></tr><tr><td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td></tr><tr><td>54 地域住民による直営施工</td></tr><tr><td>55 防災・減災力の強化</td></tr><tr><td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td></tr><tr><td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td></tr><tr><td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td></tr><tr><td>(新設)</td></tr><tr><td>(新設)</td></tr><tr><td>59 県、市町が特に認める活動</td></tr><tr><td>60 広報活動・<u>農的関係人口</u>の拡大</td></tr></table> 第 2 取組の説明 1 2 (略) 3 多面的機能の増進を図る活動 5258 (略) (新設)		活動項目	取組	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農的関係人口</u> の拡大を毎年度実施する。	53 農地周りの環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	(新設)	(新設)	59 県、市町が特に認める活動	60 広報活動・ <u>農的関係人口</u> の拡大
活動項目	取組	活動要件																																	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大を毎年度実施する。																																	
	53 農地周りの環境改善活動の強化																																		
	54 地域住民による直営施工																																		
	55 防災・減災力の強化																																		
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																																		
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																																		
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																																		
	<u>58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施</u>																																		
	<u>58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</u>																																		
	59 県、市町が特に認める活動																																		
60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大																																			
活動項目	取組	活動要件																																	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農的関係人口</u> の拡大を毎年度実施する。																																	
	53 農地周りの環境改善活動の強化																																		
	54 地域住民による直営施工																																		
	55 防災・減災力の強化																																		
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																																		
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																																		
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																																		
	(新設)																																		
	(新設)																																		
	59 県、市町が特に認める活動																																		
60 広報活動・ <u>農的関係人口</u> の拡大																																			

改正後	改正前
<u>58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</u> ・ <u>5に定める活動を行うこと。ただし、長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。</u> <u>59</u> (略) <u>60</u> 広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大 ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる<u>農村関係人口</u>の拡大のために、パンフレット・機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 4 (略) <u>5 要綱基本方針3の(2)の③のウの環境負荷低減の取組については、以下の要件を満たすものとする。</u> <u>(1) 長期中干しの取組</u> ア <u>栽培する主作物が水稻であること。</u> イ <u>稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。</u> <u>(2) 冬期湛水の取組</u> ア <u>栽培する主作物が水稻であること。</u> イ <u>2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。</u> ウ <u>市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。</u> a <u>生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。</u> b <u>生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。</u> <u>(3) 夏期湛水の取組</u> ア <u>栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。</u> イ <u>転作田又は湛水可能なほ場であること。</u> ウ <u>6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。</u> エ <u>湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草</u>	(新設) <u>59</u> (略) <u>60</u> 広報活動・<u>農的関係人口</u>の拡大 ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる<u>農的関係人口</u>の拡大のために、パンフレット・機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 4 (略) (新設)

改正後	改正前
<u>の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。</u> <u>オ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。</u> <u>a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。</u> <u>b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。</u> <u>(4) 中干し延期の取組</u> <u>ア 栽培する主作物が水稻であること。</u> <u>イ 中干し開始時期を慣行時期より 1 カ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。</u> <u>ウ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。</u> <u>(5) 江の設置等の取組</u> <u>なお、魚類保護をする場合は、以下のア・オの要件を全て満たせばよいものとする。</u> <u>ア 栽培する主作物が水稻であること。</u> <u>イ 10a 当たり原則 10m 以上とし、10m/10a に満たない場合は、取組面積(a(※1 a 未滿切り捨て)) = 設置した長さ(m)のとして取組面積を調整すること。</u> <u>江の形状は、原則として「深さ 10cm 以上、水面幅 30cm 以上」とする。</u> <u>ウ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8 月中旬までとする。</u> <u>エ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。</u> <u>オ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。</u> <u>6 要綱基本方針 3 の (2) の③のウの環境負荷低減の取組のうち、5 割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。</u> <u>(1) 慣行レベル</u> <u>地域の慣行については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成 4 年 10 月 1 日付け 4 食流第 3889 号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。)に基づき静岡県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、静岡県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定している。</u> <u>(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法化学肥料及び化学合成農薬の</u>	(新設)

改正後	改正前
<u>使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。</u> <u>ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。</u> <u>イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。</u> <u>（3）化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項</u> <u>ア （2）にかかわらず、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。</u> <u>イ 有機農産物規格表B.1の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合であっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。</u> <u>ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。</u>	